

# 羽曳野市男女共同参画推進審議会について

男女共同参画社会の実現をめざし、羽曳野市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画施策に学識経験者、市民等の意見を反映させるため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を設置します。

## ○職務

羽曳野市男女共同参画推進プランの策定、変更及び進捗管理や市の施策に対する意見等の申し出など男女共同参画の推進等に関することについて、調査及び審議をし、意見を述べていただきます。

## ○組織

15人以内で組織し、学識経験者、関係機関又は団体の構成員、市民（公募により選任）から構成します。

※男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満としないようにします。

## ○任期

2年